

## 大学発事業創出実用化研究開発事業費助成金交付規程

平成 15 年 10 月 1 日

平成 15 年度規程第 35 号

### (目的)

第 1 条 この規程は、独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法（平成 14 年法律第 145 号。以下「機構法」という。）第 15 条第 1 項第 3 号の規定に基づき、独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（以下「機構」という。）が行う大学発事業創出実用化研究開発事業費助成金（以下「助成金」という。）の交付業務の手續等を定め、もってその業務の適正な処理を図ることを目的とする。

### (適用)

第 2 条 機構が行う助成金の交付は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）、機構法、独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構の業務運営並びに財務及び会計に関する省令（平成 15 年経済産業省令第 120 号）、中小企業事業創出実用化研究開発費等事業費補助金（大学発事業創出実用化研究開発事業）交付要綱（番号●●）（当該交付要綱に基づく助成事業として実施する事業に限る。）及び独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構新エネルギー・産業技術業務方法書（15 度新エネ総第 1001004 号。）に定められるものによるほか、この規程の定めるところによる。

### (定義)

第 3 条 この規程で「大学等」とは、大学（学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条に規定する大学及び高等専門学校並びに国立学校設置法（昭和 24 年法律第 150 号）第 9 条の 2 第 1 項に規定する大学共同利用機関をいう。）、国の試験研究機関又は独立行政法人であって試験研究に関する業務を行うものをいう。

2 この規程で「助成事業」とは、助成金の交付の対象となった大学等の研究成果を活用して、民間事業者と大学等が連携して行う事業化可能性探索のための実用化研究開発事業若しくは事前調査事業をいう。

3 この規程で「助成事業者」とは、助成事業を実施する者をいう。

### (交付の対象)

第 4 条 機構は、次の各号に掲げる者に対し、当該実用化研究開発、エネルギーの使用の合理化の促進に資する当該実用化研究開発に必要な費用の一部を助成する。

一 大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律（平成 10 年法律第 52 号）（以下「TLO法」という。）第 4 条第 3 項の規定に基づき、特定大学技術移転事業の実施に関する計画について承認を受けた者。

二 TLO法第 12 条第 1 項又は第 13 条第 1 項の規定に基づき、技術移転事業について認定を受けた者。

三 大学等の研究成果を、市場性等の観点から評価・選別し、権利化を行い、民間事業者へ移転する事業を業務として行う事業者（当該業務を行う組織を内部に有する学校法人を含む。）。

2 前項第 3 号に該当するためには、次の各号に掲げる基準を満たすものでなければならない。

一 株式会社、有限会社、公益法人、学校法人、特定非営利活動法人又はその他の法人であること。

二 株式会社、有限会社及び特定非営利活動法人においては定款、公益法人においては寄附行為、学校法人においては学校法人の前項第 3 号に関連する内部組織における規則、その他の法人においてはこれに準ずる規則に、大学等の研究成果を技術移転する業務を行う旨が記述されていること。

(交付に係る選定の基準)

第5条 機構は、助成事業者の選定に当たっては、前条第1項の規定のほか、次に掲げる事項を基準として行う。

- 一 助成事業及びその成果の管理を的確に遂行するに足るマネジメント能力を有すること。
  - 二 助成事業に係る経理その他の事務について、的確な管理体制及び処理能力を有すること。
  - 三 次の各号に掲げる両者と連携すること。
    - ア 助成事業者に対し、助成事業を的確に遂行するために必要な資金を提供する民間事業者（以下「資金提供事業者」という。）。
    - イ 助成事業における研究開発に要する経費（以下「研究開発費」という。）を受け入れて当該研究開発を実施する大学等（以下「研究実施大学」という。）。
  - 四 資金提供事業者が提供する資金及び助成金の総額の中から、研究開発費を研究実施大学に対し提供すること。ただし、施設の不足等の事情により研究実施大学で当該研究開発を実施することが困難な場合で、研究実施大学の研究者が資金提供事業者又はその成果の事業化を図る資金提供事業者（以下「研究実施事業者」という。）に兼業する場合、研究開発費を研究実施事業者に対し提供することができる。
  - 五 助成事業において活用する大学等における研究成果のうち主要なものについて、管理を行うこと。
  - 六 助成事業の結果生じる成果（特許権、特許を受ける権利及び実用新案権等。以下「産業財産権等」という。）の管理を行うこと。具体的には、産業財産権等を所有し、その事業化を図るため、資金提供事業者に対して専用実施権又は独占的通常実施権等を設定すること。
- 2 資金提供事業者は、次の各号に掲げる基準を満たすものでなければならない。
- 一 研究実施事業者において、当該研究開発を的確に遂行するために必要な研究体制及び技術的能力を有すること。
  - 二 資金提供事業者は、研究実施大学又は研究実施大学の内部組織の者であってはならない。
- 3 研究実施大学は、当該研究開発を的確に遂行するために必要な研究体制及び技術的能力を有するものでなければならない。
- 4 助成事業は次の各号に掲げるいずれかの基準を満たすものでなければならない。
- 一 助成金の交付の対象となった大学等の研究成果を活用して、民間事業者と大学等が連携して行う事業化のための実用化研究開発を行う者
    - ア 大学等における研究成果を活用し、研究実施大学において主体的に実用化研究開発が実施され、助成事業者を通じた、資金提供事業者又は資金提供事業者が指定する事業者への技術移転により、事業化が促され、もって大学等の研究支援及び産業の発展に寄与する事業であること。
    - イ 資金提供事業者又は資金提供事業者が指定する事業者が、助成事業の終了後2年以内に助成事業の成果を活用した事業化を国内において行うことを前提とした、具体的かつ明確な事業化計画を有すること。
    - ウ 資金提供事業者又は資金提供事業者が指定する事業者が、正当な理由なく、助成事業の終了後2年以内に助成事業の結果生じる成果の事業化を行わない場合には、当該成果の事業化を図るため、助成事業者が他の事業者に当該成果の実施権を付与することについて、申請時又は交付決定後に提出する資金提供事業者との間の研究契約等において規定されていること。
    - エ 新製品の開発等、新たな市場や産業の創出に資するものであること。
    - オ 具体的かつ明確な社会ニーズにこたえるために、十分に有効なものであること。
    - カ 当該研究開発全体について統括する研究開発代表者を置くこと。
    - キ 研究場所は、原則として研究実施大学とすること。ただし、研究設備等の事情により研究実施大学における当該研究開発の実施が困難な場合は、この限りではない。
    - ク 助成事業の実施計画期間が、3年間以内であること。
  - 二 助成金の交付の対象となった大学等の研究成果を活用して、民間事業者と大学等が連携して

行う事業化のための、エネルギーの使用の合理化の促進に資する実用化研究開発を行う者

ア 大学等における研究成果を活用し、研究実施大学において主体的に実用化研究開発が実施され、助成事業者を通じた、資金提供事業者又は資金提供事業者が指定する事業者への技術移転により、事業化が促され、もって大学等の研究支援及び産業の発展に寄与する事業であること。

イ 資金提供事業者又は資金提供事業者が指定する事業者が、助成事業の終了後2年以内に助成事業の成果を活用した事業化を国内において行うことを前提とした、具体的かつ明確な事業化計画を有すること。

ウ 資金提供事業者又は資金提供事業者が指定する事業者が、正当な理由なく、助成事業の終了後2年以内に助成事業の結果生じる成果の事業化を行わない場合には、当該成果の事業化を図るため、助成事業者が他の事業者に当該成果の実施権を付与することについて、申請時又は交付決定後に提出する資金提供事業者との間の研究契約等において規定されていること。

エ 当該助成事業が、エネルギーの使用の合理化の促進に資する実用化研究開発であること。

オ 新製品の開発等、新たな市場や産業の創出に資するものであること。

カ 具体的かつ明確な社会ニーズにこたえるために、十分に有効なものであること。

キ 当該研究開発全体について統括する研究開発代表者を置くこと。

ク 研究場所は、原則として研究実施大学とすること。ただし、研究設備等の事情により研究実施大学における当該研究開発の実施が困難な場合は、この限りではない。

ケ 助成事業の実施計画期間が、3年間以内であること。

三 助成金の交付の対象となった大学等の研究成果を活用して、民間事業者と大学等が連携して行う事業化のための事前調査事業を行う者

ア 大学等における研究成果を活用し、研究実施大学において主体的に実用化研究開発が実施され、助成事業者を通じた、資金提供事業者又は資金提供事業者が指定する事業者への技術移転により、事業化が促され、もって大学等の研究支援及び産業の発展に寄与する事業と考えられること。

イ 資金提供事業者又は資金提供事業者が指定する事業者が、助成事業の終了後2年以内に助成事業の成果を活用した事業化を国内において行うことを前提とした、事業化計画を有すること。

ウ 新製品の開発等、新たな市場や産業の創出に資すると考えられるものであること。

エ 具体的かつ明確な社会ニーズにこたえるために、十分に有効と考えられること。

オ 助成事業の実施計画期間が、1年間以内であること。

(助成対象費用等)

第6条 機構が行う助成対象費用は、第4条に規定する実用化研究開発に必要な費用のうち、別記に掲げるものの範囲とする。

2 助成金の額は、助成対象費用の各費目に対して3分の2以内とする。

(交付の申請)

第7条 機構は、助成金の交付の申請をしようとする者(以下「申請者」という。)に対し、様式第1による助成金交付申請書(以下「交付申請書」という。)を機構が別に定める期日までに提出させるものとする。

2 機構は、申請者が前項の助成金の交付の申請をするに当たって、当該助成金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額(助成対象費用に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)を減額して行わせるものとする。ただし、申請時において当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

(交付の決定等)

第8条 機構は、前条の規定による交付申請書の提出があったときは、その内容について審査を行うものとする。

- 2 機構は、前項の審査の結果、助成金を交付すべきものと認めたときは、様式第2による交付決定通知書により申請者に通知するものとする。
- 3 前項の場合において、機構は、助成金の適正な交付を行うために必要があるときは、助成金の交付の申請に係る事項につき修正を加えて助成金の交付の決定をすることができるものとする。
- 4 機構は、第2項又は前項による交付の決定を行うに当たっては、前条第2項により助成金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額して交付申請がなされたものについては、これを審査し、適当と認めたときは、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額して行うものとする。
- 5 機構は、前条第2項ただし書による交付の申請がなされたものについては、助成金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額について、助成金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。
- 6 機構は、助成金の交付が適当でないと認めるときは、その旨を申請者に通知するものとする。

(交付に当たっての条件)

第9条 機構は、助成金の交付を決定する場合において、次に掲げる事項につき条件を付するものとする。

- 一 助成事業者は、助成金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に従い、善良な管理者の注意をもって助成事業を行うべきこと。
- 二 助成事業者は、助成対象費用の配分の変更（各費目に係る配分ごとにそのいずれか低い額の15パーセント以内の範囲内で流用する場合を除く。）又は助成事業の内容の変更（軽微なものを除く。）をしようとするときは、あらかじめ機構の承認を受けるべきこと。
- 三 助成事業者は、助成事業を中止し、又は廃止しようとするときは、機構の承認を受けるべきこと。
- 四 助成事業者は、助成事業を遂行するための契約をするときは、助成事業の運営上一般競争入札によることが著しく困難又は不相当である場合を除き、一般競争入札によるべきこと。
- 五 助成事業者は、助成事業の経理について助成事業以外の経理と明確に区分し、その収支の状況を会計帳簿によって明らかにしておくとともに、その会計帳簿及び収支に関する証拠書類を助成事業の完了した日（助成事業の廃止の承認を受けたときは、その承認のあった日）の属する会計年度の終了後5年間保存しておくべきこと。
- 六 助成事業者は、助成事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は助成事業の遂行が困難となった場合においては、様式第3による事故報告書を速やかに機構に提出し、その指示を受けるべきこと。
- 七 助成事業者は、機構が必要と認めて指示したときは、助成事業の実施の状況に関し、様式第4による実施状況報告書を速やかに提出すべきこと。
- 八 助成事業者は、助成事業が完了したとき（第3号の廃止の承認を受けたときを含む。）は、完了の日（助成事業の廃止の承認を受けたときは、その承認のあった日。以下同じ。）から30日を経過した日又は当該助成事業の完了した日の属する会計年度の末日のいずれか早い日までに、又は助成事業が完了せずに機構の会計年度が終了したときは、当該会計年度の翌会計年度の4月10日までに、様式第5による実績報告書を機構に提出すべきこと。
- 九 助成事業者は、機構が、助成事業の適正な遂行に必要な範囲において報告を求め、又は実地調査を行おうとするときは、遅滞なくこれに応ずべきこと。
  - 一〇 助成事業者は、機構が助成事業に係る実績の報告等を受け、その報告等に係る助成事業の実績が助成金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に適合しないと認めたときは、機構の指示に従うべきこと。
  - 一一 助成事業者は、機構が第19条第2項の規定により助成金の全部又は一部の返還を請求したときは、機構が指定する期日までに返還すべきこと。
  - 一二 助成事業者は、第19条第1項の規定により助成金の返還請求の通知を受けたときは、助成金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該助成金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納付額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した加算金を加えて返還すべきこと。

- 一三 助成事業者は、返還すべき助成金を期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を納付すべきこと。
  - 一四 助成事業者は、助成事業により産業財産権等が生じたときは、第5条第1項第6号の規定に基づき、当該産業財産権等を所有すべきこと。
  - 一五 助成事業者は、当該産業財産権等について、第5条第1項第6号の規定に基づき、資金提供事業者又は資金提供事業者が指定する事業者に対してその実施許諾を行うこと等により技術移転に努めること。
  - 一六 助成事業者は、助成事業に基づく発明、考案等に関して、産業財産権等を助成事業年度又は助成事業年度の終了後5年以内に出願若しくは取得した場合、又はそれらを譲渡し若しくは実施権を設定した場合には、当該年度の終了後30日以内に様式第6による届出書を機構に提出すべきこと。
  - 一七 助成事業者は、助成事業により取得し、又は効用の増加した財産若しくは成果（以下「取得財産等」という。）のうち、第16条第1項により処分（助成金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供しようとするをいう。）を制限されたものについては、善良な管理者の注意をもって管理し、その管理に係る台帳を備え、その管理状況を明らかにしておくとともに、取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ機構の承認を受けるべきこと。
  - 一八 助成事業者は、処分を制限された取得財産等の処分により収益が生じたときは、機構の請求に応じ、その収入の一部（消費税及び地方消費税に係る相当額を除く。）を納付すべきこと。
  - 一九 助成事業者は、助成金の交付の決定の内容又はこれに附した条件に不服がある場合において、申請の取下げをしようとするときは、交付の決定の通知を受けた日から20日以内に、様式第7による助成金交付申請取下げ届出書を機構に提出することにより行うべきこと。
  - 二〇 助成事業者は、助成事業の完了した日の属する会計年度の翌年度以降5年間、当該助成事業に係る様式第20による事業化状況報告書を機構に提出し、当該助成事業の成果に基づく収益が生じたときは、機構の請求に応じ、交付された助成金の額を上限として、その収益の一部を機構に納付すべきこと。
  - 二一 助成事業者は、機構が実施する助成事業の評価に協力し、かつ、その成果に基づく機構の判断に従うべきこと。
- 2 機構は、助成金の適正な交付を行うために必要があるときは、前項各号に定める事項のほか、第8条第2項に規定する交付決定通知書において、別途条件を定めることができる。

（申請の取下げ）

第10条 機構は、助成金の交付の決定の通知を受けた者が前条により付された条件のうち同条第1項第19号に基づき取下げの届出があったときは、当該申請に係る助成金の交付の決定はなかったものとみなして措置するものとする。

（助成事業の内容の変更）

第11条 機構は、助成事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、様式第8による計画変更承認申請書を提出させ、あらかじめ承認を受けさせるものとする。

ただし、次の各号のいずれにも該当しない軽微な変更については、計画変更届出書を提出させることができるものとする。

- 一 助成事業の実施方法等主要な内容を変更しようとするとき。
- 二 助成事業の期間を変更しようとするとき。
- 三 助成対象費用の費目ごとに配分された額を変更しようとするとき。ただし、助成対象費用の配分ごとにそのいずれか低い額の15パーセントを超えない流用である場合を除く。

2 機構は、前項に基づく計画変更承認申請書を受理したときは、これを審査し、当該申請に係る変更の内容が適正であると認め、これを承認したときは、その旨を当該助成事業者に速やかに通知するものとする。

3 第8条及び第9条の規定は、前項の通知をする場合に準用する。

(助成事業の承継)

第12条 機構は、助成事業者について相続、法人の合併又は分割等により助成事業（助成事業に続く事業化等を含む。）を行う者が変更された場合において、その変更により事業を承継する者が当該助成事業を継続して実施しようとするときは、様式第9による承継承認申請書をあらかじめ機構に提出させ、その者が助成金の交付に係る変更前の助成事業を行う者の地位を承継する旨の承認を行うことができる。

2 機構は、前項の承認をしたときは、その旨を、速やかに当該承認の申請をした者に通知するものとする。

(助成金の額の確定)

第13条 機構は、助成事業者から実績報告書を受領したときは、その内容の審査及び必要に応じて行う実地調査等により、その報告に係る助成事業の実績が助成金の交付の決定の内容及びこれに付された条件に適合すると認めるときは、交付すべき助成金の額を確定し、様式第10による確定通知書によって当該助成事業者に通知するものとする。

2 前項の助成金の確定額は、機構が交付の決定を行った助成金の額（当該交付決定が変更された場合には、変更後の額）と前項の規定による実績報告書により費目ごとに配分された費用の実支出額に所定の補助率を乗じて得た額のいずれか低い額とする。

(助成金の支払)

第14条 機構は、前条の規定により交付すべき助成金の額を確定した後に、助成事業者に対し、助成金を支払うものとする。ただし、必要があると認められる場合は、助成金の一部につき概算払をすることができる。

2 機構は、助成事業者が助成金の支払いを請求しようとするときは、様式第11による助成金概算払請求書又は様式第12による助成金精算払請求書を提出させるものとする。

(財産の管理等)

第15条 助成事業者は、当該助成事業による取得財産等について、助成事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理し、助成金の交付の目的に従ってその効率的運用を図らなければならない。

2 助成事業者は、取得財産等を処分することにより、収入があったときは様式第13による収入金報告書を機構に提出し、機構の請求に応じその収入の一部を機構に納付しなければならない。

3 助成事業者は、取得財産等についての管理台帳を備えて管理させるとともに、助成事業完了後、様式第14による取得財産等管理明細表を実績報告書に添付して提出しなければならない。

(財産の処分の制限)

第16条 助成事業者の取得財産等のうち処分を制限する財産は、取得価格又は効用の増加価格が単価50万円以上の機械及び重要な器具その他の財産とする。

2 取得財産等の処分を制限する期間は、昭和53年通商産業省告示第360号を準用する。

3 助成事業者は、前項の規定により定められた期間内において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ、様式第15による財産処分承認申請書を機構に提出し、その承認を受けなければならない。

4 助成事業者は、第2項の規定により定められた期間を経過した取得財産等を処分することにより得られた収入については、前条第2項の規定は適用しない。

(中止又は廃止の承認)

第17条 機構は、助成事業者がその責めに帰さない事由により当該助成事業の全部又は一部を中止し、若しくは廃止しようとするときは、その承認を受けさせるものとする。

2 機構は、助成事業者が前項の承認を受けようとするときは、様式第8に準じた中止（廃止）承認申請書をあらかじめ提出させ、これを審査し、当該申請に係る中止又は廃止がやむを得ないと認めてこれを承認したときは、様式第16により速やかに当該助成事業者に通知するものとする。

る。

3 第13条の規定は、機構が第1項の承認をした場合に準用する。

(交付決定の取消し等)

第18条 機構は、次の各号のいずれかに該当するときは、第8条の規定による交付の決定の全部又は一部を取消することができる。

- 一 助成事業者が、助成金を助成事業以外の用途に使用したとき。
- 二 助成事業者が、第8条の規定により交付の決定の内容に違反したとき。
- 三 助成事業者が、第9条の規定により付された条件に違反したとき。
- 四 助成事業者が、その他法令等に違反したとき。
- 五 助成事業者が、機構との助成事業等に関して不正又は虚偽の報告等をしたとき。

2 前項の規定は、第13条の規定に基づく助成金の額の確定があった後においても適用するものとする。

3 機構は、第1項に基づく取消しをしたときは、様式第16に準じた様式により速やかに助成事業者に通知するものとする。

(助成金の返還等)

第19条 機構は、前条の規定に基づき助成金の交付の決定を取消した場合において、助成事業の当該取消に係る部分に関し、既に助成金が支払われているときは、期限を定めて、その返還を請求するものとする。

2 機構は、第13条第2項の規定に基づき額の確定をした場合(第17条第3項において準用する場合を含む。)において、既にその額を超える助成金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分の助成金の返還を請求するものとする。

3 機構は、前2項に基づき助成金の返還を請求しようとするときは、次に掲げる事項を、速やかに助成事業者に通知するものとする。

- 一 返還すべき助成金の額
- 二 加算金及び延滞金に関する事項
- 三 納期日

4 機構は、第1項又は第2項の規定に基づき助成金の返還を請求したときは、様式第17又は様式第18により報告させるものとする。

5 機構は、助成事業者が、返還すべき助成金を第3項第3号に規定する納期日から10日以内に納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴収するものとする。

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う助成金の返還)

第20条 助成事業者は、助成事業完了後に、消費税の申告により助成金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、様式第19により速やかに機構に報告しなければならない。

2 機構は、第8条第4項の規定による交付の決定をした場合であって、前項の報告があったときは、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部の返還を請求するものとする。

3 前条第3項及び第5項の規定は、前項の返還を請求する場合に準用する。

(加算金の計算)

第21条 機構は、助成金が2回以上に分けて交付されている場合における加算金の計算については、返還を請求した額に相当する助成金は、最後の受領の日を受領したものとし、当該返還を請求した額がその日に受領した額を超えるときは、当該返還を請求した額に達するまで順次さかのぼり、それぞれの受領の日において受領したものとして行うものとする。

2 機構は、加算金を徴収する場合において、助成事業者の納付した金額が返還を請求した助成金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を請求した助成金の額に充てるものとする。

(延滞金の計算)

第22条 機構は、延滞金を徴収する場合において、返還を請求した助成金の未納付額の一部が納付されたときは、当該納付の日の翌日以降の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未納付額は、その納付金額を控除した額によるものとする。

2 前条第2項の規定は、延滞金を徴収する場合に準用する。

(成果の普及及び事業化への努力)

第23条 機構及び助成事業者は、助成事業による成果が生じたときはその成果の普及及び事業化への努力に努めるものとする。

(事業化の報告)

第24条 機構は、助成事業者に助成事業の完了年度の翌年度以降5年間、毎会計年度決算確定後20日以内に、当該助成事業に係る過去1年間の事業化状況について、様式第20による報告書を提出させるものとする。

(収益納付)

第25条 機構は、前条の報告書により、助成事業者に当該助成事業の実施結果の事業化、実施権の設定及びその他当該助成事業の実施結果の他への供与による収益が生じたと認めたときは、助成事業の完了した会計年度の翌会計年度以降の会計年度において、助成事業者に対して交付した助成金の全部又は一部に相当する金額の納付を命ずることができる。

2 前項の規定により納付を命ずることができる額の合計は、助成金の確定額の合計額を上限とする。

3 収益納付すべき期間は、助成事業が完了した日の属する会計年度以降5年間とする。

(その他必要な事項)

第26条 この規程に定めるもののほか、助成金の交付に関し必要な事項は、機構が別にこれを定める。

附 則

この規程は、平成15年10月1日から施行する。



## 別記

(費目) (内容)

### I 研究開発費：研究開発を実施するために必要な費用

(細目)

#### 1 設備費

##### a. 設計費

当該研究開発（試作品の試験・評価を含む）に必要な設計費。

##### b. 施設改修・借用費

建物の改修及び借用に要する経費（ガス、水道、暖房、照明、通風等建物に付属する施設の買受けに要する経費を含む）であって、専ら当該研究開発に使用され、かつ、当該研究開発に必要不可欠なもの。

##### c. 機械装置購入費

当該研究開発に必要な機械装置の購入、製造、改造、借用、修繕又は据付けに必要な経費。

##### d. 物品費

当該研究開発を行うために直接必要な工具器具備品（木型、金型、試験器具を含み、耐用年数1年以内のものを除く。）の購入、製造、改造、修繕又は据付けに必要な経費。

#### 2 人件費

当該研究開発に直接従事する研究者及び研究補助者に対する人件費。

また、技術移転を扱う組織において、資金提供事業者から研究者又は研究補助者を派遣等により受け入れた場合に支払う人件費についても助成対象とする。

ただし、研究実施大学において実用化研究開発に従事する教員に係る人件費等は助成対象外とする。

#### 3 その他経費

##### a. 材料費

当該研究開発を行うために直接必要な原材料及び消耗品費。試作品の製造に必要な経費を含む。

##### b. 外注費

当該研究開発に必要な機械装置の設計、試料の製造、試作品の試験・評価等の外注に必要な経費、及び研究開発要素のうち主要でない部分を委託するための経費。

##### c. 諸経費等

当該研究開発を行うために直接必要な、旅費、文献購入費、コンピュータ使用料、試料分析鑑定料、試作品運搬料、報告書作成費、光熱水費等（個別メーター等により当該研究開発にかかる部分を特定できる場合に限る）。

#### 4 間接経費（研究実施大学におけるもの）

研究実施大学に対して当該研究開発を委託する場合における、上記1、2及び3に係る経費に対する一般管理費。研究実施大学が公私立大学等の場合、大学等の学内規程等に基づく間接経費とします。なお、国立大学の場合は、対象としない。

#### 5 一般管理費（技術移転を扱う組織におけるもの）

技術移転を扱う組織が当該研究開発の一部を実施する場合における、上記1、2及び3に係る経費を除く一般管理費。技術移転を扱う組織で発生する上記1、2及び3に係る経費の10%以内とする。

II 研究開発管理費等：研究開発を管理するために必要な費用  
(細目)

1 成果管理費

a. 成果管理費

当該研究開発に係わる産業財産権等の成果（当該研究開発において活用する大学等の研究成果を含む）の権利化及び権利の維持に必要な経費（国内外特許出願費、弁理士費及び翻訳費等）。

b. 管理設備費等

当該研究開発に係わる成果の管理に必要な機器類等の購入費又はリース代。

2 人件費

当該研究開発の管理に従事する者の人件費。

3 その他経費

a. 会議費

当該研究開発の管理を行うために必要な会議費。

b. 資料作成費

当該研究開発に係る報告書等作成費及び印刷費。

c. 技術等調査費

当該研究開発の管理を行うために必要な技術及び市場動向等の調査費。

d. 諸経費

当該研究開発の管理を行うために必要な旅費交通費、通信費及び文献購入費、備上費並びに執務室借料等。

4 一般管理費

上記1、2及び3に係る経費を除く一般管理費。上記1、2及び3に係る経費の10%以内。